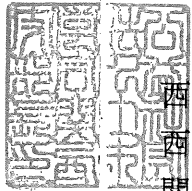


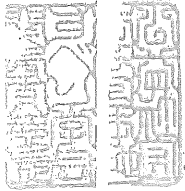
## 災害時における調査の相互協力に関する協定



国土交通省 近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と、公益社団法人 土木学会関西支部長、公益社団法人 地盤工学会関西支部長、公益社団法人 日本地すべり学会関西支部長、公益社団法人 砂防学会関西支部長、及び一般社団法人 日本応用地質学会関西支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における調査の相互協力に関し、次のとおり協定する。なお、平成21年6月29日付けで締結された「災害時における調査の相互協力に関する協定」は、廃止する。

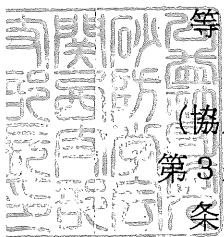


### （目的）




第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）が被災したとき、所管施設等の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合の調査に関する相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

### （調査の実施範囲）



第2条 調査の実施範囲は、近畿地方整備局管内の所管施設等における災害発生箇所等とする。

### （協力の内容）



第3条 甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）は、第2条の範囲において災害が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査、判断が必要と認めるときは、乙の相互間の調整を実施する土木学会関西支部（以下「幹事学会」という。）を通じて、乙に調査の実施を要請することができるものとする。ただし、乙の間で調整に要する時間がない場合、甲又は事務所長等は該当する学会に直接要請することができるものとする。

2 乙は、前項に定める要請があったときは、調査の実施の可否について幹事学会を通じて甲又は事務所長等に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲又は事務所長等へ直接報告するものとする。

3 乙は、第2条の範囲において災害が発生し、自らが自立的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、幹事学会を通じて甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。

4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。

5 乙は、第3条第3項に定める調査を実施したときは、その結果について甲へ報告するものとする。

#### (連絡体制)

第4条 甲及び乙は、連絡体制を事前に定め、お互いに共有するものとし、変更が生じた場合、その都度に報告するものとする。

#### (費用の負担)

第5条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、甲又は事務所長等は乙に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

#### (成果の公表及び使用)

第6条 第3条第1項に定める調査の成果について、乙がその成果を公表もしくは使用する場合には、甲が確認した上で行うものとする。

2 第3条第3項に定める調査の成果について、甲がその成果を公表もしくは使用する場合には、乙が確認した上で行うものとする。

#### (実施範囲の特例)

第7条 甲又は事務所長等が特に必要として第2条に定める範囲以外において調査の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙が特に必要として第2条に定める範囲以外において、第3条第3項に定める協力を甲に要請した場合は、甲は乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。

#### (損害の負担)

第8条 調査の実施に伴い甲又は事務所長等、及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲又は事務所長等に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲又は事務所長等と乙が協議して定めるものとする。

#### (有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、期限満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

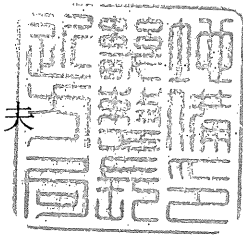
第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議するものとする。

本協定の証として、本書6通を作成し、それぞれ甲及び乙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 2月 3日

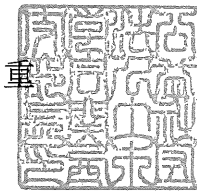
甲 国土交通省 近畿地方整備局長

井 上 智 夫



乙 公益社団法人 土木学会 関西支部長

楠 見 晴 重



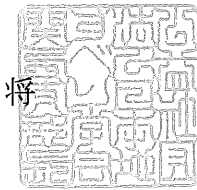
公益社団法人 地盤工学会 関西支部長

豊 田 巖



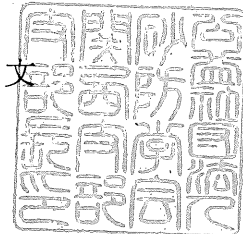
公益社団法人 日本地すべり学会 関西支部長

太 田 英 将



公益社団法人 砂防学会 関西支部長

里 深 好 文



一般社団法人 日本応用地質学会 関西支部長

北 田 奈 緒 子

